

横浜市公告第 300 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタテラス横浜綱島

港北区綱島東四丁目 3 番 17 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 大山一也

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	アピタテラス横浜綱島 港北区綱島東四丁目 880 番の 11	アピタテラス横浜綱島 港北区綱島東四丁目 3 番 17 号
大規模小売店舗を設置する者の氏名 又は名称及び住所 並びに法人にあっては代表者の氏名	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本勝 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ユニー株式会社 代表取締役 関口憲司 愛知県稻沢市天池五反田町 1 番地 ほか 26 者	ユニー株式会社 代表取締役 榎原健 愛知県稻沢市天池五反田町 1 番地 ほか 28 者

(4) 変更の年月日

令和 6 年 5 月 17 日 ほか

(5) 変更した理由

所在地を住居表示に変更するため ほか

2 届出年月日

令和 6 年 5 月 17 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課